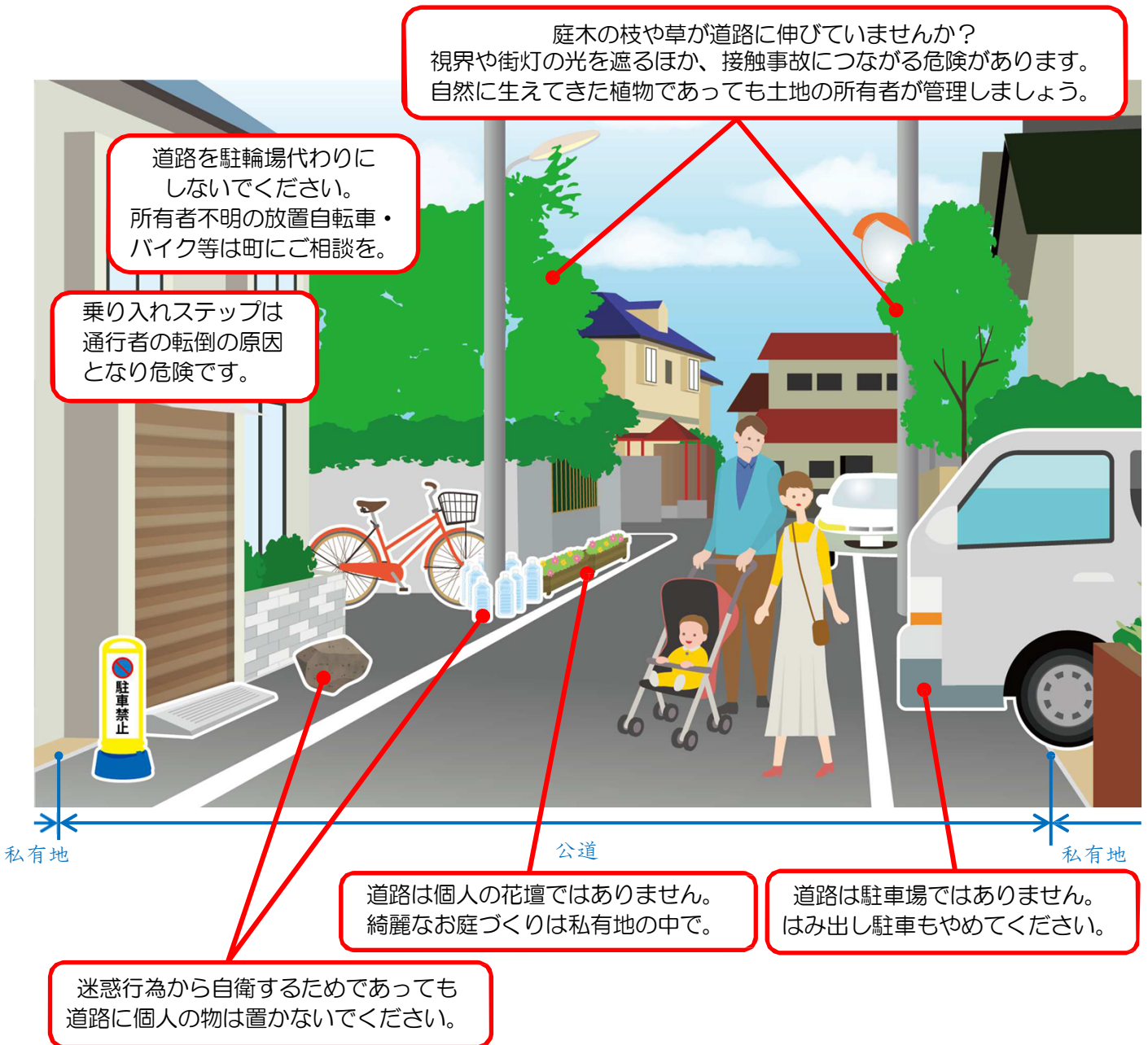


# 道路空間の適正利用のお願い

- 道路(公道)に個人の所有物を許可なく設置することは、道路法により禁じられています。
- 道路に不法占用物を設置することは、通行の妨げになるほか、事故の原因、災害時の被害拡大を招くおそれがあり、大変危険な迷惑行為です。
- 不法占用物が設置されていることにより事故が発生した場合、**設置者(所有者)に賠償責任が生じる**場合があります。

※公道と私有地との境界は個々の土地によって様々です。一見、公道に見えても私である場合があります。



## <お問い合わせ>

久米島町建設課

〒901-3193 久米島町字比嘉2870番地

電話:098-985-7125